

改正

平成25年4月1日告示第103号

平成29年4月1日告示第27号

小矢部市日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき障害者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより日常生活の便宜を図り、もって重度障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者等 市内に居住地を有する法第4条第1項及び第2項に規定する障害者及び障害児をいう。
- (2) 保護者 障害者等の配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で障害者等を現に保護する者をいう。
- (3) 難病患者等 治療法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）別表に掲げる特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。

(用具の種目及び給付等の対象者)

第3条 給付等の対象となる用具は、別表の種目欄に掲げる用具とし、その給付等の対象者は、それぞれの区分に対応する同表の対象者欄に定める障害者等又は小矢部市社会福祉事務所長（以下「所長」という。）がこれに準ずる者として認めた者とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は、除くものとする。

(申請)

第4条 用具の給付等及びその取付工事に要する費用の支給を受けようとする障害者等又はその保

護者（以下「申請者」という。）は、小矢部市日常生活用具給付（貸与）申請書（様式第1号）を所長に提出するものとする。また、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修費（以下「住宅改修費」という。）の給付を希望する場合は、必ず工事図面及び改修工事見積書、写真を添付するものとする。

- 2 難病患者等は、前項の規定により小矢部市日常生活用具給付（貸与）申請書を提出するときは、必ず日常生活用具給付医師意見書（様式第2号）を添付するものとする。ただし、日常生活用具申請と障害福祉サービス申請を同時に行い、障害支援区分認定に用いる医師意見書により用具の給付が必要であることを確認できる場合は、日常生活用具給付医師意見書は省略できるものとする。

（用具の特例）

第5条 第2条の規定にかかわらず、点字器、頭部保護帽、人工喉頭、歩行補助杖（T字状・棒状杖）、ストマ用装具、紙おむつ及び尿管器については、対象者が身体障害者更生施設等の施設又は医療機関に入所又は入院している者であっても給付を受けることができるものとする。この場合において、法第19条第3項に規定する特定施設の入所者である者にあつては、当該特定施設への入所前に市内に居住地を有していた者を給付対象者とする。ただし、当該用具の使用につき、障害者等が入所又は入院した施設がその費用を負担する場合は、この限りでない。

（調査）

第6条 所長は、第4条の規定による申請があつたときは、必要な調査等を行い、小矢部市日常生活用具給付（貸与）調査書（様式第3号）を作成し、給付等の要否を決定するものとする。

- 2 所長は、給付等の決定を行う場合、必要に応じ医療機関、身体障害者更生相談所、厚生センター等の意見を求めることができる。

（決定）

第7条 所長は、前条の調査により用具の給付等の要否を決定したときには、小矢部市日常生活用具給付（貸与）決定・却下通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 所長は、前項の規定により用具の給付等を決定したときは、小矢部市日常生活用具給付（貸与）券（様式第5号。以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

（用具の給付）

第8条 所長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作若しくは販売を業とするもの（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

（用具の貸与）

第9条 第7条第1項の規定により用具の貸与の決定を受けた障害者等又はその保護者は、所長と貸借の契約を締結し、用具の貸与を受けるものとする。

2 前項の規定による用具の貸与の期間は、貸与決定の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、貸与期間が満了する日までに所長が貸与取消しの決定を行わないときは、その期間を1年間延長するものとし、その後において期間が満了するときもまた同様とする。

(費用の負担)

第10条 第7条第1項の規定により用具の給付等の決定を受けた障害者等又はその保護者(以下「給付等決定者等」という。)は、当該用具の給付等に要する費用の一部を業者に直接支払うものとする。

2 前項の規定により給付等決定者等が支払う額は、法第76条に基づく補装具費の支給の例によるものとする。ただし、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(業者への支払)

第11条 市長は、業者から用具の給付等に要した費用の請求があったときは、当該用具の給付等に要した費用から前条の規定により給付等決定者等が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付等に要した費用は、別表の基準額欄に定める額を限度額とする。

2 前項による費用の請求は、給付券を添付して行うものとする。

(点字図書の給付)

第12条 所長は、点字図書給付の申請があったときは、その申請者が給付対象者として適格であるかを確認するものとする。

2 申請者は、申請する際には、別に定める点字図書給付対象出版施設(以下「出版施設」という。)が証明する点字図書発行証明書(様式第6号。以下「証明書」という。)を添え、所長の確認を得るものとする。

3 申請者は証明書に自己負担額(一般図書の購入価格相当額)を添えて出版施設に申込み、点字図書の給付を受けるものとする。

4 所長は、出版施設からの請求に基づき、点字図書購入価格から自己負担額を控除した額を支払うものとする。

5 点字図書の給付については、第10条第2項の規定にかかわらず、申請者は証明書に記載されている自己負担額を支払うものとする。

(貸与の取消し)

第13条 所長は、用具の貸与を受けた者（以下「用具貸与者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を取り消すものとする。

- (1) 第3条の規定による対象者でなくなったとき。
- (2) 障害者等でなくなったとき。
- (3) 障害者等が死亡したとき。

2 所長は、前項の規定による取消しを行うときは、小矢部市日常生活用具貸与取消通知書（様式第7号）により用具貸与者に通知するものとする。

（排泄管理支援用具の特例）

第14条 所長は、障害者等の申請の手續の利便を考慮し、排泄管理支援用具については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

- (1) 暦月を単位として6月ごとに給付券1枚を交付すること。
- (2) 別表の基準額（月額）の範囲内で1月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の6倍（6月分）の額を給付券1枚に記載すること。

（再給付等の決定）

第15条 所長は、既に給付等を受けている用具と同一の用具の再申請に係る申請については、前回の給付日より別表の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として再給付を行わないものとする。ただし、やむをえない理由により用具の使用が困難となった場合において、必要と認められるときはこの限りでない。

（譲渡等の禁止）

第16条 用具の給付等を受けた者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（費用及び用具の返還）

第17条 市長は、前条に反したとき、虚偽その他不正な手段により用具の給付等若しくは用具に係る取付工事費の支給を受けたとき、又は用具の給付等を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付等に要した費用に相当する額の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

（台帳の整備）

第18条 所長は、用具の給付等の状況を明確にするため、小矢部市日常生活用具給付（貸与）台帳（様式第8号）を整備するものとする。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成25年4月1日告示第103号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成29年4月1日告示第27号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第3条、第11条、第15条関係）

種別	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練用支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者。ただし、原則として18歳以上の者 難病患者等と認められる者（寝たきりの状態にあるものに限る）	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として障害者等の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障害者（身体障害児の場合含は2級を含む。）、及び重度又は最重度の知的障害者（児）。ただし、原則として3歳以上の者 難病患者等と認められる者（寝たきりの状態にあるもの	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年

		限る)			
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者 難病患者等と認められる者(自力で排尿できない者に限る)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年	
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として3歳以上の者	身体障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年	
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)で、下着の交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者 難病患者等と認められる者(寝たきりの状態にある者に限る)	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年	

		る)			
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として3歳以上のもの 難病患者等と認められる者(下肢又は体幹機能に障害がある者に限る)	介護者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則3歳以上の者	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	5年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則学齢児以上18歳未満の者 難病患者等と認められる者(下肢又は体幹機能に障害がある者に限る)	腕又は脚の訓練等で使用する器具を備えたもの	159,200円	8年
自立生活支援 用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者(児)で入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者 難病患者等と認め	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に 当たり住宅改修を伴	90,000円	8年

		られる者（入浴に介助を必要とする者に限る）	うものを除く。		
便器		下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者 難病患者等と認められる者（常時介護を要する者に限る）	障害者等が容易に使用し得るもので手すりつきのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	9,850円	8年
T字状・棒状のつえ		平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	4,460円	3年
移動・移乗支援用具		平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする者 難病患者等と認められる者（下肢が不自由な者に限る）	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差	60,000円	8年

			<p>解消等の用具とする。</p> <p>ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>		
頭部保護帽	<p>平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者（児）。又は、重度又は最重度の知的障害者（児）若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者</p>	<p>ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの</p> <p>ア スポンジ及び革を主材料としているもの</p> <p>イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの</p>	<p>ア 15,200円</p> <p>イ 36,750円</p>	3年	
特殊便器	<p>上肢障害2級以上の身体障害者（児）及び重度又は最重度の知的障害者（児）で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者。ただし、原則として学齡児以上の者</p> <p>難病患者等と認められる者（上肢機能に障害のある者に限</p>	<p>足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	151,200円	8年	

		る)			
火災警報器	障害等級 2 級以上の身体障害者（児）又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円	8年	
自動消火器	障害等級 2 級以上の身体障害者（児）又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯 難病患者等と認められる者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年	

		のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)			
	電磁調理器	視覚障害 2 級以上の視覚障害者で視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障害者で知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	41,000円	6年
	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害 2 級以上の身体障害者（児）。ただし、原則としての学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	7,000円	10年
	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害 2 級以上の聴覚障害者（児）で聴覚障害者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できするもの	87,400円	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上の身体障害者（児）で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析を行う者。ただし、原則として 3 歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	ネブライザー	呼吸器機能障害 3 級	障害者等が容易に使	36,000円	5年

	(吸入器)	以上又は同程度の身	用し得るもの		
	電気式たん吸 引器	体障害者（児）であ って、医師の意見書 により必要と認めら れる者 難病患者等と認め られる者（呼吸器機 能に障害のある者に 限る）		56,400円	5年
	酸素ボンベ運 搬車	医療保険における在 宅酸素療法を行う身 体障害者（児）		17,000円	10年
	動脈血中酸素 飽和度測定器 (パルスオキ シメーター)	呼吸器機能障害、心 臓機能障害又は同程 度の障害を有する者 であって、医師の意 見書により必要と認 められる在宅酸素療 法者又は人工呼吸器 装着者（児）	動脈中の酸素飽和度 を測定できるもので あって、障害者等が 容易に使用し得るも の	50,000円	5年
		難病患者等と認めら れる者（人工呼吸器 の装着が必要な者に 限る）	呼吸状態を継続的に モニタリングするこ とができる機能を有 し、障害者等が容易 に使用し得るもの	157,500円	6年
	盲人用体温計 (音声式)	視覚障害2級以上の 視覚障害者（児）。 ただし、原則として 学齢児以上の者	視覚障害者（児）が 容易に使用し得るも の	9,000円	5年

	盲人用体重計	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	18,000円	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	98,800円	5年
情報・通信支援用具		上肢機能障害２級又は視覚障害２級以上の身体障害者（児）	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト 上肢機能障害者（児）インテリキー、ジョイスティック等 視覚障害者（児）画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	100,000円	6年
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害を有する（原則として視覚障害２級かつ聴覚障害２級以上）身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年

点字器	視覚障害 2 級以上の視覚障害者（児）。原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもので次のとおりとする。 （1）標準型 ア 両面書真鍮板製 イ 両面書プラスチック製	（1）標準型 ア 10,400円 イ 6,600円	7 年
		（2）携帯用 ア 片面書アルミニウム製 イ 片面書プラスチック製	（2）携帯用 ア 7,200円 イ 1,650円	5 年
点字タイプライター	視覚障害 2 級以上の視覚障害者（児）で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	63,100円	5 年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者 2 級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAI SY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	85,000円	6 年
視覚障害者用	視覚障害 2 級以	文字情報と同一紙面	99,800円	6 年

活字文書読上げ装置	上。ただし、原則として学齢児以上の者	上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの		
視覚障害者用拡大読書器	視覚に障害を有する視覚障害者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読み取りたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000円	8年
盲人用時計	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）。なお、音声時計は、触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	触読式10,300円 音声式13,300円	10年
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害者（児）等	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害者（児）等が容易に使用できるもの	71,000円	5年

		とする。ただし、原則として学齢児以上の者			
聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害者（児）であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	88,900円		6年
人工喉頭	喉頭摘出者	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式 8,100円		4年
		電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	電動式 70,100円		5年
福祉電話（貸与）	市民税非課税世帯に属する者のうち、聴	聴覚障害者等又は身体障害者が容易に使	新規設置 83,300円		

		<p>覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する聴覚障害者等又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であつてコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。</p> <p>ただし、聴覚障害者等又は身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</p>	用し得るもの	<p>回線切り替えのみ</p> <p>2,000円</p>	
	<p>視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）</p>	<p>視覚障害者（児）で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者</p>	<p>編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの</p>	<p>1,030,000円</p>	
	<p>点字図書</p>	<p>主に情報の入手を点字によつて視覚障害者（児）</p>	<p>月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書</p>	<p>点字図書購入価格相当（一般図書の購入価格相当額を除いたもの）</p>	<p>年間6タイトル又は24巻まで</p>
<p>排泄管理支援</p>	<p>ストマ装具</p>	<p>人工肛門又は人工膀胱</p>	<p>蓄便袋</p>	<p>蓄便袋</p>	

用具		脱造設者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋 蓄尿袋	月額 8,858円 蓄尿袋
			低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの	月額 11,639円
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品	月額 12,000円
	収尿器	高度の排尿機能障害	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	男性用 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 女性用 普通型 8,500円 簡易型 5,900円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能障害3級以上の身体障害	以下に掲げる居宅生活動作補助用具の購	200,000円 (改修箇所が異なれ

		<p>害者（児）。ただし原則として学齢児以上の者</p> <p>難病患者等と認められ、下肢又は体幹機能に障害がある者に限る。</p>	<p>入費及び改修工事費</p> <p>(1) 手すりの取り付け</p> <p>(2) 床段差の解消</p> <p>(3) 滑り防止及び移動の円滑化のための床材の変更</p> <p>(4) 引き戸等への扉の取替え</p> <p>(5) 洋式便器等への便器の取替え</p> <p>(6) 前各号に付帯して必要となる住宅改修</p>	<p>ば、合計200,000円を上限とし、複数申請可)</p>
--	--	--	--	---------------------------------

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 難病患者等と認められる者については、「症状がより重度の状態」をもって給付の要否を判断することとし、個々の状態については、原則として現行の身体障害者障害程度等級表などに基づく程度に準拠して判断するものとする。

様式第1号（第4条関係）

小矢部市日常生活用具給付（貸与）申請書

年 月 日

（あて先）小矢部市社会福祉事務所長

住 所 小矢部市
 申請者 氏 名 _____ 印
 対象者との続柄 ()
 電話番号 ()

小矢部市日常生活用具給付事業実施要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

対象者	氏 名			生 年 月 日	年 月 日 生	
	住 所					
	障 害 者 手 帳	第 号		年 月 日 交付		
	障 害 名 (疾患名)			障害等級	種 級	
世帯状況	氏 名	対象者との続柄	生年月日	備考（対象者に対する介護の状況等）		

現在の住まい状況	住宅	1 自 宅 2 借 家 (貸主の諾否)	浴槽	1 和 式 2 洋 式 3 な し	便器	1 和 式 2 洋 式 3 携 帯 用
給付（貸与）を希望する理由						
給付（貸与）を受けたい用具の名称				希望する形式規模等		
給付（貸与）上特に希望する事項						
希望する業者名						
日常生活用具の申請に必要な範囲で、世帯に係る所得調査及び市民税課税台帳の確認行為に同意します。						
氏名 _____ 印 _____						

- 注 1 この申請書には、次の書類を添付すること。
 (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳の写し
 (2) 給付又は貸与を希望する用具の見積書
 2 様式中、給付又は貸与の字句は、不要の方を抹消すること。

様式第2号（第4条関係）

日常生活用具給付医師意見書

住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日
疾 病 名	*障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令で定める特殊の疾病（難病等）に該当（ <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない）
疾患等の状況	
必要な日常生活用具名	
当用具を必要と認める意見及び所見等	
年 月 日 医療機関名 医療機関所在地 電話番号 医師名 印	

*疾患等の状況の記載については、日常生活用具の使用を必要と認める理由が明確となるように記載してください。また、難病患者等については、身体症状等の変動状況についても記載してください。

様式第3号（第6条関係）

小矢部市日常生活用具給付（貸与）調査書

① 申請書受付番号 及び受理年月日		第 年 月 日	② 申請者 氏 名		③ 対象者との 続 柄	
④ 対象者	氏 名			生年月日	年 月 日	
	住 所					
	障 害 者 手帳番号	第 号	障害名		障害等級	
⑤ 世帯状況	氏 名	続柄	課 税 状 況			
			均等割	所得割	合計所得	収入計
					
					
					
⑥ 世帯区分	1. 生活保護 (2. 低所得1 3. 低所得2) 4. 一般 5. 一定所得以上					
⑦ 住まいの状況	1 自 宅 2 借 家 (貸主の諾・否)					
⑧ 給付（貸与）の 生活の状況	日常生活動作の状況 (入浴・排便・移動・その他について)			その他の状況		
	1 自分でできるようになる 2 一部介助でできるようになる 3 給付しても全介助 4 給付しても一部介助 5 その他 ()			1 コミュニケーションが 容易になる 2 情報入手が容易になる 3 (在宅生活・独居) が可能になる 4 その他 ()		
⑨ 給付（貸与）の 要 ・ 否	1 要	要否の理由				
	2 否					
⑩ 給付（貸与）す る用具名（型）						
⑪ 予 定 価 格	円			⑫ 申請者が支払うべき額	円	
⑬ 公費負担予定額						
⑭ その他特記事項						
年 月 日		調査員 氏名			㊟	

- 注 1 給付又は貸与の字句は不要の方を抹消すること。
2 貸与の場合は、⑫・⑬欄は不要であること。

様式第4号（第7条関係）

小矢部市日常生活用具給付（貸与）決定・却下通知書

年 月 日

様

小矢部市社会福祉事務所長



小矢部市日常生活用具給付事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 決定

給付番号	第 号	給付決定 年 月 日	年 月 日
対象者氏名		障害者 手帳番号	第 号
給付する用具名 (形式規模等を含む。)			
納入業者名			
住 所	電 話		
価 格	円		
給付等決定者等が支払うべき金額	円	公費負担額	円
注 意 事 項	<p>1 日常生活用具の給付等には、費用の一部を業者に直接支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、速やかに支払って下さい。</p> <p>2 給付等された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供したりすることは、固く禁じられています。</p> <p>3 2に違反した場合には、当該給付等に要した費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。</p>		

2 却下

理 由	
-----	--

教示

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に小矢部市長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、小矢部市長に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に小矢部市を被告として(訴訟において小矢部市を代表する者は小矢部市長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは除く。)でなければ提起することができないこととされています。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第5号（第7条関係）

小矢部市日常生活用具給付（貸与）券

1 給付等番号	第 号	2 給付券発行日	年 月 日
3 対象者氏名		4 生年月日	年 月 日
5 住 所			
6 給付等決定者等		7 対象者との続柄	
8 給付等する用具名 型式・規模等		9 価 格	
10 給付等決定者等が支払う額		11 公 費 負担額	
12 納入業者名			
13 納入業者住所		電 話	
14 この給付券の有効期限			
給付等決定者等が業者に 提示する期限	年 月 日	業者の公費支払 請求期限	年 月 日
上記のとおり決定する。			
年 月 日			
小矢部市社会福祉事務所長 印			
15 業者の用具 納入・取付の日	年 月 日	16 給付等決定者等 より受領した額	
17 納入業者名及び 受領年月日	業 者 名	印	
	受領年月日	年 月 日	
18 用具受領者氏名 及び印鑑	印	19 検 収 者	職 名 氏 名
20 その他特記事項			

注 本表は、1～14、19、20は市、15～17は納入した業者が、18は受領者が記入すること。

様式第6号（第12条関係）

点字図書発行証明書

給付申請者

氏 名

住 所

給付申請図書

図 書 名

出版施設名

印

価 格 円

巻 数 巻

自己負担額 円

年 月 日

給 付 証 明 書

上記の点字図書を給付することを証明する。

小矢部市社会福祉事務所長

印

様式第7号（第13条関係）

小矢部市日常生活用具貸与取消通知書

年 月 日

様

小矢部市社会福祉事務所長



小矢部市日常生活用具給付事業実施要綱第13条の規定により、下記のとおり通知します。

記

貸与番号	第 号	貸与取消 年 月 日	年 月 日
対象者住所			
対象者氏名		障害者 手帳番号	第 号
貸与用具名 (形式規模等を含む。)			
取消理由			
注意事項	貸与用具については、小矢部市社会福祉事務所長の指示に従い速やかに返還して下さい。		

教示

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に小矢部市長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、小矢部市長に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に小矢部市を被告として(訴訟において小矢部市を代表する者は小矢部市長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを除く。)でなければ提起することができないこととされています。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第8号 (第18条関係)

小矢部市日常生活用具給付(貸与)台帳

申請 受付 月日	ケース 番号	氏 名	住 所	手 帳 番号 (等級)	障 害 区 分	品 名	給 付 日 月	給 付 日 月	給 付 券 番 号	業 者 名	価 格	費 用 負 担 額	受 領 日 月	支 出 額	備 考
									給・貸 第 号		円	円		円	
									給・貸 第 号		円	円		円	
									給・貸 第 号		円	円		円	
									給・貸 第 号		円	円		円	
									給・貸 第 号		円	円		円	
									給・貸 第 号		円	円		円	
									給・貸 第 号		円	円		円	
									給・貸 第 号		円	円		円	
									給・貸 第 号		円	円		円	
									給・貸 第 号		円	円		円	